

## 4 実施状況等報告について

認定を受けた事業者は、認定事業場ごとに、1年以内ごとに1回、実施状況等報告書(様式第20号の4)に以下の添付書類を添えて報告する必要があります。

認定の取消要件に該当しないことを説明する書面

システム監査結果

機械等の設置等の概要を記載した書面

認定証の記載事項の変更を証する書面

## 5 措置の停止の届出

労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を停止した場合は、その旨を遅滞なく所轄労働基準監督署長に届出るとともに、認定証を返納してください。

※認定事業場に係る事業のすべてが営業譲渡等された場合にも、同様にその旨を報告するとともに、認定証を返納してください。)

## 6 更新の申請

認定は3年ごとに更新を受ける必要があります。

更新の申請に当たっての手続きは、認定申請時と基本的に同じです(添付書類等については「申請から認定までの流れ」のページを参照ください)が、以下の点が異なるため留意ください。(以下を満たさない場合は、新規認定申請の扱いとなります。)

更新申請の期限

更新申請は、認定の期間満了の日の1か月前までに行う必要があります。

労働安全衛生マネジメントシステムの評価及び監査

新規申請の場合と同様に、労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していることについては、安全衛生について優れた識見を有する者の評価、監査を受けることが必要ですが、認定の期間の満了の日の4か月前の日以降に実施されたものに限りません。

(例:認定の有効期限が平成21年4月30日の場合、平成20年12月30日以降に評価及び監査を受け、平成21年3月30日までに更新申請を行ってください。)

## 7 認定の取消し

認定を受けた事業者が以下のいずれかに該当することとなった場合は、労働基準監督署長が認定を取り消すことがあります。

欠格事項に該当するに至った場合

認定基準に適合しなくなったと認められる場合

実施状況等の報告の未提出又は虚偽報告を行った場合

不正の手段により認定又は更新を受けた場合